

米の需給・価格安定
政策の確立等に関する

提 言 書

2021（令和3）年11月

北海道農民連盟

米の需給・価格安定政策の確立等に関する提言

我が国の稲作及び水田農業は、主食である米の安定供給など食料安全保障の役割を果たしているほか、国土・環境の保全など多面的機能を発揮しており、国民の経済・社会の安定と発展に大きく寄与しています。北海道においては、大規模な水田農業を専門的に行い、最先端技術の導入や多収性品種への取組みなど、稲作経営の安定化を図り、地域の発展に大きく貢献してきました。

一方、人口減少や食生活の変化などにより米の消費減少が加速している中、コロナ禍による需要減退が続いており、民間在庫の滞留は深刻化し、相対取引価格も前年産から大きく下落しています。併せて、国が公表した 2021 年産水稲の作付面積及び予想収穫量（9 月 25 日現在）では、主食用米の作付面積は前年産比 6.3 万^{ヘクタール}減が見込まれ、適正減産幅の 6.7 万^{ヘクタール}減に近い水準となりましたが、予想収穫量は約 700 万^{トン}と適正生産量の 693 万^{トン}を超過する見通しです。

また、米政策改革により生産者主体の需給調整手法が始まって以降、毎年国が示す需要量の見通しより主食用米の過剰作付が続いていますが、全国的な需給バランスを生産者主体、産地努力のみで調整することには限界があり、早急な政策の検証と見直しが求められています。加えて、水田活用の直接支払交付金については、全国的に作付転換が進んでいることから、十分な予算確保が求められています。

さらに、こうした厳しい米の需給環境下で TPP11 豪州枠と WTO・SBS 枠における輸入米が流入することは、国内需給・価格に影響があるのではないかと生産現場では大きな不安を抱いているとともに、中国と台湾の TPP11 への加入申請についてもコメなどの国内農畜産物に影響を及ぼさないか危惧されています。

つきましては、将来にわたって米・水田農業の持続的な発展に資するため、米の需給・価格均衡化に向けた対策の実施や米政策の検証・見直しを行うとともに、水田活用の直接支払交付金の十分な予算確保、経営セーフティネット対策の拡充・強化などが図られる新たな米・水田農業政策を確立されますよう提言いたします。

2021（令和3）年11月

北海道農民連盟
委員長 大久保 明義

I. 2021年産米の消費拡大対策と水田関連対策の予算確保

1. 米の消費拡大に向けた対策の実施

コロナ禍による観光・インバウンド等の需要の落ち込みで中食・外食等の米消費が減少していることや、今年産の作柄を踏まえ、より一層の生活困窮者・こども食堂などへの支援の拡充強化や、災害に備えた家庭用備蓄米（アルファ米）の対応、海外援助に米を積極的に活用するなど、過剰米への対策を強化し、政府買い入れによる市場隔離を行うこと。

2. 水田活用の直接支払交付金予算の十分な確保

2021年産米では全国的に大規模な作付転換が進み、水田活用の直接支払交付金の予算不足が懸念されており、特に道内では緊急深堀対策の実施に伴い地域再生協議会への産地交付金配分額の減額が危惧されているため、補正で追加の予算措置を講ずること。

II. 2022年産米以降の需給調整・価格回復対策の構築

1. 食糧法に基づく国の責任ある米政策の推進

2018年以降の新たな米政策では、過剰作付や不公平感が生じており、地域や生産者による需給調整だけでは限界があるため、早急に現状の米政策を検証するとともに食糧法で定める「米穀の需給及び価格の安定」に基づき、国が責任を持って需給調整を果たすなど抜本的な見直しを行い、実効性のある対策を講ずること。

2. 急激な需給・米価変動に対応しうる制度の構築

作柄や不測の事態等により、今後も急激な米需給・価格変動の発生が予想されることから、国の主導のもと、播種前段階で調整機能が果たされる仕組みを創設するなど、米の需給・価格安定に向けた制度を構築すること。

3. 需給・価格安定に向けた政策支援の拡充強化

基本指針で示す適正生産量や需要実績などを基に、国は責任を持って各都道府県への指導や助言を徹底し、地域や生産者が需要に応じて生産している努力を蔑ろにしないよう、再生産可能な所得確保対策やメリット措置などを講ずること。

4. 米に関する事業の十分な予算確保及び事業の継続・改善など

1) 水田活用の直接支払交付金の十分な予算確保と現場に即した運用

飼料用米など戦略作物等の生産振興と産地形成に向けて安定した取組みを継続するため、2022年度以降の水田活用の直接支払交付金についても支援内容の維持・拡充を図るとともに、必要な予算を安定且つ恒久的に確保すること。

また、長期間水稲として活用されていない水田の取扱いについては、過去の減反政策など国の政策経過も考慮し、需給調整に参加してきた地域が不利益を被らないよう慎重に対応すること。

2) 水田麦・大豆産地生産性向上事業の継続と現場に即した改善など

昨年度補正予算で措置された水田麦・大豆産地生産性向上事業については、産地単位で需要に応じた生産などに繋がることから、当初予算による事業の継続と十分な予算を確保すること。

また、産地での計画策定等の協議時間不足などから事業に取組めなかった事例もあるため、生産現場が活用しやすいよう事業内容の改善や早期の情報周知を図ること。

3) 米穀周年供給・需要拡大支援事業の予算確保と運用改善

米の民間在庫の積み増し等の影響により、需給バランスの崩れや価格の低下などが発生していることから、米穀周年供給・需要拡大支援事業については、必要な予算を確保するとともに、過年産米や販売用途変更に伴う差損部分の補填など、事業を拡充強化すること。

5. 国産米の消費・需要回復及び拡大対策の拡充強化

米には食料安全保障や、水田基盤の維持・確保等での多面的機能の重要な役割を果たしていることから、生産者や関係団体のみならず、国も一体となって国民に理解を求めながら消費拡大対策をより強化すること。

併せて、米の需要回復・拡大を図るため、業務用米の安定的な生産から販売までの体制確立を図る助成措置や、輸出拡大などに向けた取組みに対し政策支援を拡充すること。

Ⅲ. 持続可能な米・水田農業が実現できる国境措置の堅持

1. 持続可能な米・水田農業が実現できるコメの国境措置の堅持

T P P に加盟申請した中国や台湾などとの貿易交渉については慎重に対応し、米などの国内農畜産物に影響を及ぼさないこと。

また、日米貿易協定で関税撤廃・削減等から「除外」された米については、今後とも除外措置を確保し、国家貿易制度について適正に運用すること。

2. 輸入米による国内需給・価格への影響遮断対策の強化

我が国の食料安全保障に極めて重要な主食である米について、消費減少が加速している中、M A 米やT P P 豪州米の輸入によって国内需給・価格に与える影響が年々大きくなることから、対策を更に強化すること。

特に、これまでのT P P 豪州米の輸入経過を踏まえ、今後も豪州米が年々増えていく中で、3 年度中 2 年度で累計落札量が枠数量を満たさない場合マークアップ水準が引き下がるルールになっていることから、国産米への影響を完全に遮断する対策を図ること。

Ⅳ. 水田農業の維持・発展に資する基本政策の確立

1. 稲作農業者の経営安定を図る直接支払制度の創設

主食用米の需給安定化（「生産の目安」に応じた生産）を担う専門的な稲作農業者等の経営安定を図るため、主食用米の再生産を可能とする直接支払制度（標準的な生産コストと生産者手取り価格の差額補填）を創設すること。

2. 基本計画に沿った米・水田農業政策の推進と食料安定供給の確保

1) 新たな食料・農業・農村基本計画に基づく地域政策の実効性確保

新たな基本計画において、「産業政策と地域政策を引き続き車の両輪として推進」と明記されていることから、産業政策を重視した農政を見直すとともに、家族農業や農業法人など多様な農業が共存できる施策を充実し、農業と農村の維持・発展のため、地域政策の拡充強化を図ること。

2) 食料安全保障などの視点に立つ米・水田農業政策の推進

コロナ禍に伴う農畜産物の輸出規制や自然災害等により、食料の安定供給への関心が世界的に高まっている中、水田農業が果たす食料安全保障や多面的機能等の役割が十分に発揮できるよう、主食用米の国内自給を基本に、担い手稲作農業者の経営安定と飼料用米など戦略作物の中長期的な生産振興を図る米・水田農業政策を推進すること。

3. 水田の有する価値評価に基づく多面的機能支払交付金の拡充

水田に対する多面的機能支払（農地維持支払）については、保全管理に係る経費への補填的な考え方ではなく、洪水防止機能や河川流況安定機能など水田機能への価値評価に基づく直接支払制度に見直すとともに、全国一律単価にすること。

4. 環境負荷軽減対策としての環境保全型農業直接支払の拡充強化

水田はヒートアイランド抑制などの機能等を有し、農業生産を通じて環境負荷軽減に貢献していることから、環境保全型農業直接支払についてはみどりの食料システム戦略の目標達成に向けて、新たな取組みへの拡充や現行の支援内容を強化すること。

5. 経営セーフティネット対策の充実強化

1) 収入保険制度の拡充・強化など

収入保険制度については、現行の補償水準では経営安定対策に資するセーフティネットとして効果が発揮されないことから、補填水準（補償限度額及び支払率）の引き上げや掛け金の軽減を図るなど制度の改善・見直しを行うこと。

また、昨年措置した基準収入の算定における「新型コロナウイルス特例」については、長引くコロナ禍で収入減少が続いていることから、本年においても適用すること。

2) 農業共済制度・ナラシ対策の十分な予算確保

農業共済制度及び収入減少影響緩和対策については、米価下落や高温・干ばつなどの影響により補填金の支払い増加が見込まれることから必要な予算を確保し、加入者の経営安定に資するよう掛け金や補償内容などについても現行の支援水準を堅持すること。

V. 生産基盤強化対策の拡充・強化など

1. 土地改良事業の拡充・強化

集中豪雨など頻発する自然災害からのリスク軽減を図り、多面的機能の維持増進に資する水田の基盤整備を促進するため、農業・農村整備事業（土地改良事業）に対する十分な予算を確保するとともに、事業費の高騰等を勘案し、受益者負担を軽減すること。

また、農業のデジタル化に向けたインフラ整備並びに大区画化整備事業の拡充強化を図ること。

2. 低コスト・省力化などに向けた取組みへの支援強化

1) 担い手に対する支援事業の十分な予算確保

労働力不足等により担い手の規模拡大には限界があることから、低コスト・省力化に向けた密苗・直播などの新たな栽培方法に対応する機械の導入や技術力向上などへの支援事業については、十分な予算を確保すること。

2) スマート農業の導入促進

国が推進しているスマート農業の導入に関する各種事業については、十分な予算を確保するとともに、生産現場が取組みやすい要件に緩和するなど、幅広く活用できるよう柔軟な対応を図ること。

3. 農業労働力の確保対策の強化

水田農業（個別経営・法人経営）においても労働力不足が深刻化していることから、農作業の効率化・外部化や労働力確保・調整等に向けた地域の取組みを支援する対策を強化するとともに、他産業・他地域との連携など新たな労働力確保対策や農作業受託組織への支援対策を講ずること。